

富山県東部消防組合人事行政の運営等の状況

令和7年9月1日公表

富山県東部消防組合消防本部総務課

富山県東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年富山県東部消防組合条例第10号）第4条に基づき、令和6年度における富山県東部消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員数に関する状況

(1) 内訳別職員数に関する状況

内 訳	令和6年度	令和5年度	増減数	主な増減理由
消 防 本 部 魚津消防署	59人	57人	2人	新規採用職員：5人
滑川消防署	28人	30人	▼2人	
上市消防署	22人	22人	0人	
舟橋分遣所	9人	9人	0人	
合 計	118人	118人	0人	

(注) 国の定員管理調査の基準による。

地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 級別職員数等の状況（令和6年4月1日現在）

ア 富山県東部消防組合の給与条例に基づく給料表（公安職）の給与区分による職員数

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主任	主査 係長	課長代理 署課長 分遣所長	課長 署長 主幹 副署長 署課長	消防長 次長 参事 ※統括管理官	
階 級	消防士	消防副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長 消防司令	消防監 消防司令長	
職員数（人）	25	14	25	28	6	15	4	117

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

統括管理官は、組合執行機関所属のため階級を有しない。

イ 魚津市の給与条例に基づく給料表（行政職）の給与区分による職員数

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な 職務内容	—	—	—	係長	—	—	—	
階 級	—	—	—	—	—	—	—	
職員数（人）	0	0	0	1	0	0	0	1

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

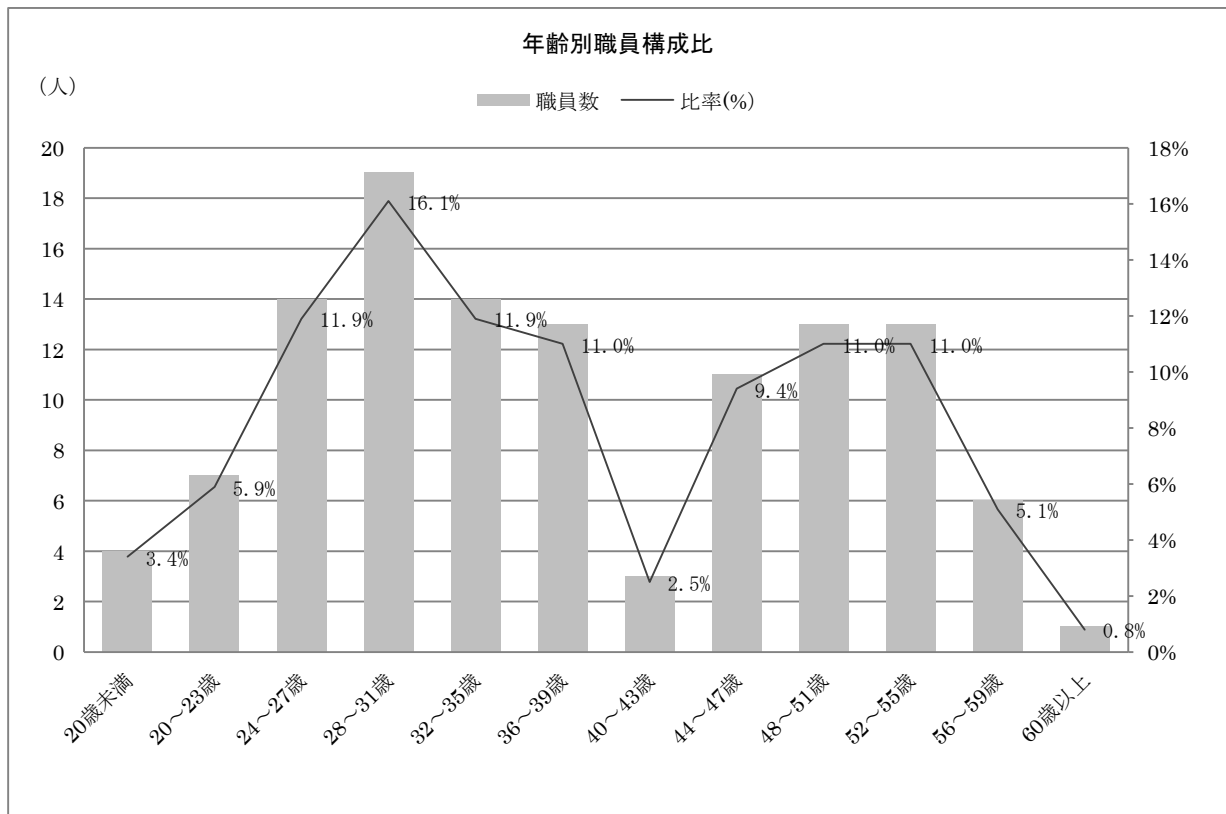
ウ 全体

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
職員数 (人)	2 5	1 4	2 5	2 9	6	1 5	4	1 1 8
比 率 (%)	21. 2	11. 8	21. 2	24. 6	5. 1	12. 7	3. 4	100

(3) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	20 歳 未満	20～ 23 歳	24 ～ 27 歳	28 ～ 31 歳	32 ～ 35 歳	36 ～ 39 歳	40 ～ 43 歳	44 ～ 47 歳	48 ～ 51 歳	52 ～ 55 歳	56 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職 員 数 (人)	4	7	1 4	1 9	1 4	1 3	3	1 1	1 3	1 3	6	1	1 1 8
比 率 (%)	3. 4	5. 9	11. 9	16. 1	11. 9	11. 0	2. 5	9. 4	11. 0	11. 0	5. 1	0. 8	100

(注) 国の給与実態調査の基準による。



(4) 職員の採用試験の状況（令和6年度実施）

試験の種類	申込者数	受験者数	合格者数
上級	2 人	2 人	2 人
初級	8 人	6 人	3 人
合計	1 0 人	8 人	5 人

(5) 退職の状況（令和6年度中）

区分	消防職
東部消防組合	1人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年4月から人事評価を実施しています。

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価である「能力評価」と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である「業績評価」の両面を実施しています。

人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

(1) 昇給への反映

勤務成績	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない
昇給の号給数	8以上	6	4 (特定幹部職員は、3)	2
	2以上	1	0	0

(注) 上段の号給数は55歳未満の職員に、下段の号給数は55歳以上の職員に適用する。

(2) 勤勉手当への反映

勤務成績	特に優秀	優秀	良好	良好でない
成績率	1.01以上1.90以下	0.98以上1.01未満	0.95以上0.98未満	0.92未満
	1.23以上2.3以下	1.19以上1.23未満	1.15以上1.19未満	1.11未満

(注) 成績率の上段は一般職員に、下段は特定幹部職員に適用する。

3 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 (a)	実質収支	人件費 (b)	人件費率 (b)/(a)	5年度 人件費率
6年度	93,867人	1,481,269千円	24,114千円	938,324千円	63.3%	68.1%

(注) 「普通会計」とは、全国統一的な基準で市町村と比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。
人件費には、共済組合等負担金、地方公務員法第3条に定める特別職の報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和6年度一般会計当初予算）

区分	職員数 (a)	給 与 費				1人当たり給与費 (b)/(a)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (b)	
6年度	125人	461,075千円	142,000千円	188,244千円	792,919千円	6,343千円

(注) 職員手当には退職手当および期末勤勉手当以外のすべての職員手当を含みます。
職員数・給与費は、令和6年度一般会計の当初予算に計上されたものです。
給与費には、特別職や議員の支給分は含まれていません。

(3) 職員の平均年齢、平均給与月額（令和6年4月1日現在）

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	2人	57.0歳	361,100円	398,300円
消防職	116人	37.2歳	309,736円	383,157円

（注）国の給与実態調査の基準による。統括管理官は階級を有していないため、一般行政職に計上します。
消防職に分類される職員は、階級を持つ職員です。

(4) 職員（公安職）の初任給について（令和6年4月1日現在）

上 級	初 級
251,800円	211,600円

（注）令和6年4月1日付け採用職員について

(5) 期末勤勉手当・退職手当状況（令和6年度決算）

期末手当・勤勉手当			退職手当		
東部消防組合	192,897 千円			自己都合	勸奨・定年
			勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
			勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
			勤続 30 年	34.7355 月分	40.80375 月分
			勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
1 人当たり平均支給額（123 人）1,568 千円 （支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
※加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			1 人当たり 平均支給額	—	—

（注）該当者がいない場合は—で表示してあります。

(6) 特殊勤務手当（令和6年度決算）

支給実績	支給職員	支給職員1人当たりの平均年額
4,753,850円	108人	44,017円

ア 富山県東部消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例

種類	基準	手当額（円）	適用範囲
救急業務手当	1回	300	救急業務に従事した救急救命士
	1回	150	救急業務に従事した救急救命士以外の職員
海難救助手当	1回	1,500	海難救助活動で港域外の出動に従事した職員
新型コロナウイルス感染症手当	1日	4,000	感染症又は感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員

(7) 時間外勤務手当（令和6年度決算）

支給実績	職員1人あたりの平均支給年額	職員1人当たりの平均支給年額の算出職員数
28,559,988円	300,631円	95人（118人）

（注）職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績（決算額）と同じ年度の4月1日現在の職員数（ ）から管理職手当の支給職員を除いた数

(8) その他の手当

手当名	内容及び支給単位		支給実績 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 父母等 6,500 円 満15歳以上22歳までの子1人についての加算 5,000 円		16,713 千円
住居手当	(借家：月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し負担している家賃の額に応じて最高28,000円まで支給)		7,442 千円
通勤手当	(交通機関利用職員) 運賃相当額(最高限度額55,000円) (交通用具利用者) 通勤距離区分に応じ2,600円～35,000円		7,324 千円
管理職手当	消防長・※部長	66,400 円	13,578 千円
	次長	57,500 円	
	参事	56,000 円	
	課長・署長	49,000 円	
	主幹・副署長・署課長	45,000 円	
	課長代理・署課長	31,700 円	

(注) 富山県東部消防組合の条例・規則による。※部長は統括管理官

(9) 特別職等の報酬の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		年 額
報 酬	管 理 者	30,000 円
	副管理者	25,000 円
	議 長	25,000 円
	副 議 長	23,000 円
	議 員	20,000 円
	監査委員(知識経験者)	25,000 円
	監査委員(議会選出)	15,000 円
	産 業 医	50,000 円

(注) 富山県東部消防組合議会議員の議員報酬及び費用弁償並びに非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて定めています。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

区分	勤務時間		休憩時間等	勤務を要する日
	始業時刻	終業時刻		
日勤者	8:30	17:15	12:00～13:00	毎週月曜日から金曜日までの5日
交替勤務者 (通信指令課以外)	8:30	8:30 (翌日)	12:00～13:00 17:15～18:45 仮眠(22:00～6:00 仮眠時間中に2時間の受付勤務)	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分
交替勤務者 (通信指令課)	8:30	8:30 (翌日)	12:00～13:00 17:15～18:45 仮眠(22:00～7:00 仮眠時間中に3時間の受付勤務)	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分

(2) 休暇制度の取得状況

区分	休暇期間等	令和6年中 の取得状況
年 次 休 暇	20 日（1 年当たり）	平均 11.7 日
子 の 看 護 休 暇	子 1 人の場合 5 日（1 年当たり） 子 2 人以上の場合 10 日	10 人
病 気 休 暇	原則 90 日以内	4 人
介 護 休 暇	6 月以内	1 人
配偶者の出産休暇	出産の予定日前 1 週間目に当たる日から出産の日後 2 週間目に当たる日までの期間内における 2 日	3 人
男性職員の育児参加休暇	5 日（産前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から産 後 8 週間の間）	1 人

5 職員の休業に関する状況

区分	制度の概要	令和6年中の 取得状況
育児休業	3 歳未満の子を養育する職員に認められる休業	1 人
部分休業	小学校就学前の子を養育する職員に認められる部分休業	—
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育するために認められる短時間勤務	—
自己啓発等休業	大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員に対 し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないこ とを認める休業制度	—

6 職員の分限および懲戒処分の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

区分	種類	人数	内容
分限処分	休職	1 人	心身の故障のため、長期の休養を要する場合など
懲戒処分	免職	1 人	法令に違反した場合など

7 職員の服務の状況

地方公務員法第 30 条は、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第 32 条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- ・秘密を守る義務（同法第 34 条）
- ・職務に専念する義務（同法第 35 条）
- ・政治的行為の制限（同法第 36 条）

- ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第 38 条）

8 職員の退職管理の状況

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に退職した職員数及び富山県東部消防組合での再任用に関する状況は下表のとおりです。

区分	退職者	再任用職員	
		常時勤務	短時間勤務
東部消防組合	0 人	0 人	0 人

9 職員の研修の状況

令和 6 年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

区分	研修内容	受講者数	日数
富山県消防学校	初任科	5 人	1 2 1 日
	機関員養成講習	2 人	1 1 日
	水難救助科	1 人	7 日
	警防科	2 人	1 0 日
	救急科	4 人	3 7 日
	予防査察科	2 人	1 1 日
	特殊災害科	1 人	7 日
	初級幹部科	3 人	1 0 日
	上級幹部科	2 人	3 日
	小 計	2 2 人	
研修所・一般研修・資格取得講習等	救急救命士養成研修（救急救命東京研修所）	1 人	1 2 6 日
	ハラスメント等相談窓口研修会	1 人	1 日
	小型移動式クレーン技能講習	3 人	3 日
	S U S C 無人航空機操縦士 2 級	4 人	4 日
	玉掛け技能講習	5 人	3 日
	小 計	1 4 人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和6年度の実施状況は次のとおりです。

主な健康診断実施状況

項目	対象者	実施状況
定期健康診断	全職員	94人
ストレスチェック	全職員	118人
人間ドック	希望者	24人

(2) 福利厚生事業の状況

職員相互の親睦、融和及び知識の向上を目的とした福利厚生事業を行っており、令和6年度の実施状況は次のとおりです。

① 実施団体 富山県東部消防組合職員厚生会（会員掛金のみで運営）

② 令和6年度決算額 662,610円

③ 主な事業

- ・会員及び家族に対する、慶弔見舞金等の給付
- ・消防関係図書、雑誌等の購入

(3) 共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、次のとおり実施されています。

①実施機関 富山県市町村職員共済組合

②事業概要 ・短期給付事業 病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対しての給付
 ・長期事業 退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付
 ・福祉事業 健康の保持増進のための事業、貸付事業等

③財源 制度実施のための必要な財源は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。（令和6年度負担金額：146,263千円）

(4) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

令和6年度の公務災害補償制度の状況は、次のとおりです。

種類	内容等	補償の状況	
		件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	2件	79,240円
障害補償	上記療養の治癒後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0件	0円
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	0件	0円
福祉事業	上記補償に加えて附加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	0件	0円
計		2件	79,240円

11 勤務条件及び不利益処分に関する不服申立て等の状況

富山県町村公平委員会からの報告事項（令和6年度）

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 | 0 件 |
| ② 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 0 件 |
| ③ 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 0 件 |

12 消防職員委員会の状況

職員から意見を求めることにより職場環境の向上を図り、消防事務を円滑に運営することを目的に、消防職員委員会を設置しています。

消防職員委員会への提出意見及び審議件数（令和6年度）

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 消防職員の給与、勤務時間及び厚生福利 | 2 件 |
| ② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 | 1 件 |
| ③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設 | 1 件 |